

国立市立小・中学校長 殿

国立市教育委員会教育長
雨宮和人
(公印省略)

感染拡大期（第8波）の国立市立小・中学校の対応について（通知）

このことについて、これまで、徹底した感染症対策と学びの保障との両立に取り組んでいただいているところです。

東京都においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が10月の中旬から増え始め、第8波に突入したと見られており、国立市立小・中学校においても断続的に学級閉鎖が措置されています。また、一部の地域ではインフルエンザが増加し、同時流行の懸念も示されています。

令和4年11月29日には、文部科学省から『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」が通知されました。通知では、飲食の場面における感染対策として、学校給食時において、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能としています。また、文部科学省の通知に伴い、東京都教育委員会は令和4年12月6日に「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】 ～学校の『新しい日常』の定着に向けて～ 改訂版 Ver.5」を公表しました。これらの通知を踏まえ、国立市立小・中学校においては、「2（7）給食や休憩時間における感染症予防策の徹底」等を変更いたしますので、各校におかれましては適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、マスクの着用についてもメリハリのある運用をお願いいたします。

本市においては文部科学省や東京都の通知を参考にしつつ、本市の状況を踏まえながら基本的な方針を定めます。学校においては引き続き児童・生徒等一人一人が感染症対策に努めるよう指導するとともに、保護者のご協力とご理解をいただくようお願いいたします。

つきましては、下記の内容についてご確認いただき、今後も児童・生徒が有意義かつ安全に生活できるようご対応をお願いいたします。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。ただし、状況によっては、学校の全部または一部の臨時休業について保健所の調査等を踏まえて検討し判断する場合もある。その際は、令和4年9月9日に発出した「学校で児童・生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（国立市第3版）」に基づく。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察
- 児童・生徒に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養するとともに受診することを徹底する。（レベル3またはレベル2で同居の家族に風邪症状が見られる場合、または同居の家族が体調不良または濃厚接触者としてPCR検査を受けておりその結果が出るまでの間も登校させないようお願いし、出席停止として扱う。レベル1で同居の家族に風邪症状が見られる場合はこの限りではないが、保護者の総合的な判断で登校させない場合も出席停止として扱う）

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類との対照表を参考としつつ、地域のまん延状況や医療体制等の状況を踏まえ、国立市健康福祉部（衛生主管部局）と相談の上、国立市教育委員会（設置者）において判断する。

- 登校時の健康チェック
（登校前に検温、朝の会・朝学活等、授業開始前に検温状況及び風邪症状の確認、検温が確認できない場合は即時検温を行うこと）
 - 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m程度確保）
 - 30分に1回以上換気（エアコン使用時にも換気は必要である）
 - 1日1回以上の消毒（ドアノブ、手すり、スイッチなど）
 - 授業、部活動等終了後は速やかに下校する。
 - 転入生及びその保護者に対しても、個別の機会等を捉えて周知する。
- (2) 学習活動について
- オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、オミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い教育活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、または、感染が拡大していない状況でも実施を慎重に検討する。判断に迷う場合は、学校医に相談することも考えられる。
（例）「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い教育活動」
 - ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループ活動」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・家庭、技術・家庭における「調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童・生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- (3) 部活動等について
- 国立市教育委員会と中学校長会で検討した「国立市公立中学校部活動の進め方（Ver. 16）」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。以下の感染症対策を徹底する。
 - ・身体接触等を伴う活動は控える。
 - ・運動部活動における室内での活動及び文化的活動における演劇、合唱、吹奏楽等

の飛沫感染の可能性がある活動については、必ず換気を行い、生徒を小グループに分けたり距離をとって練習したりするなど、密集した状態とならないよう工夫するとともに、短時間で実施する。

- ・練習中は感染症対策を徹底しながらマスクを外して活動してもよい。ただし、円陣を組む時や練習の前後などはマスクを着用し、感染防止対策の徹底をする。
 - ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに下校する。
- 練習は平日、1時間30分程度とする。(月～金のうち1日は休む) 休日の練習は3時間を基準として、各校で適切に定める。(土・日のどちらかは休む) 休日の練習前には、検温チェックや健康チェック、同居家族の健康状況等の確認等を行う。また、休日の練習は昼食を伴う活動時間の設定は行わない。練習試合での昼食を伴う活動は可とする。朝練習は実施不可とする。
 - 対外試合等については以下を原則とする。
 - ・練習試合は実施可とする。
 - ・公式戦・コンクールは主催がはっきりとしているものであり(教育委員会、支部・ブロック等)、その上で校長承認を得たものを可とする。その際、校長から保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得る。また、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会終了まで、各校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、生徒の感染症対策を徹底する。
 - 隣接学校との合同練習は、自校と同レベルの感染症対策を講じることを条件にその実施を認める。
 - 練習後は、顧問や部活動指導員が道具や施設の消毒を行う。
 - 公式戦・コンクールについて、保護者の応援観戦は主催競技部の規則に従うこととする。
 - 練習試合の保護者観戦の可否等については、基本的に感染症対策を十分に行った上で各家庭1名までの観戦を可とする。ただし、国立市以外で練習試合を行う場合は、その学校の規則に従うこととする。
- (4) 学校行事等について
- 児童・生徒等が学年を超えて室内に集まって行う行事は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。
 - 校外学習は、都内・都外いずれも可とする。実施する際には、方法や活動内容等について感染症対策を踏まえた工夫を行う。
 - 修学旅行等の宿泊を伴う行事は、「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について(令和3年4月1日 文部科学省)」に基づき、感染症防止策の確実な実施や保護者等のご理解・ご協力を前提とし、方法や内容を工夫しながら可能な限り実施する。

なお、キャンセル料が発生する3週間前に、実施の可否について教育委員会と関係する学校が協議を行う。その時点で、実施日に目的地または東京都に緊急事態宣言が発出されている場合、またはその後、実施日に目的地または東京都に緊急事態宣言が発出された場合は、原則延期または中止とする。まん延防止等重点措置等、

それ以外の場合については、東京都教育委員会の通知、他地区の動向等を参考にしながら教育委員会と関係する学校が協議を行い、総合的に判断する。

中止した場合は、児童・生徒の心情に十分に配慮するとともに、可能な範囲で代替行事を検討・実施する。

(5) 保護者会・学校公開等について

- 対面式の保護者会は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。また、できるだけ短時間で実施するよう配慮する。
- 学校公開（教室での授業参観を含む）は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。

(6) 放課後学習支援教室について

各校の状況に応じて可能な範囲で実施する。（指導が可能な指導員がいない場合は中止する。）

(7) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行う。
- 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導する。
- 回し飲みは接触感染のリスクがあるため行わない。
- ※ 給食中の会話については、今までの内容が変更され、児童・生徒及び教職員の理解に混乱が予想されるので、全校朝会や職員会議等で校長から児童・生徒及び教職員に説明をした上、学級担任が児童・生徒の発達段階に応じて指導を行う等、ていねいに扱うこと。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(8) マスクの着用について

- 学校生活においては、基本的な感染対策の一つとして、引き続きマスクの着用を徹底する。
- 「人との距離（2m）が確保できる場合」または「人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合」については、マスクを着用する必要がない。特に、以下の場面については、熱中症対策としてマスクを外すよう積極的に指導する。

ただし、記載する場面において、児童・生徒のマスクの着用を禁止する趣旨でないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童・生徒に対しては、個別に対応する。

【マスクを着用する必要がない場面】

場面	留意点
----	-----

<p>体育の授業</p>	<p>屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、マスクの着用の必要はない。その際、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の間隔を十分に確保する。 ・屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。 ・こまめに換気を行う。 等
<p>体育の授業以外の野外で行う教育活動(休み時間の野外遊びを含む)</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察・写生活動等 ・離れて行う運動や移動 ・鬼ごっこなど密にならない外遊び
<p>登下校</p>	<p>熱中症リスクが高い状況においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。</p> <p>特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供には、登下校時にはマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導する。</p>
<p>運動部活動</p>	<p>体育の授業に準じて基本的に不要とするが、近距離で組み合ったり接触したりする場合は、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応すること。特に以下に示すような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時 ・部活動前後での集団での飲食や移動時 ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時

※ 屋内においても、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合はマスクの着用の必要はない。

(例)・個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

- 「化学物質過敏症等でアレルギー反応が出る」「発達しょうがい等で一時的にマスクを着用することが困難な状況にある」等、個別に配慮が必要な場合は、児童・生徒本人及び保護者等に寄り添い、柔軟に対応する。

※ 学級担任等の教職員は、一時的にマスクの着用が困難な児童・生徒の状況について、全教職員に周知するとともに他の児童・生徒にいていねいに説明をし、差別や偏見によるいじめ等が起こらないようにする。また、一時的にマスクの着用が困難な児

童・生徒については、状況が改善するまで工夫して対応する。

- 「マスクの着用により顔の表情が読み取りにくく、子供の健全な発育が心配である」と指摘する専門家や不安視する保護者が一定数いることから、可能な範囲で表情を互いに確認できるような教育活動を工夫する。

3 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の対応について

※ 12月下旬に東京都教育委員会から通知がある予定なので、その通知に基づき再度通知を行う。現段階において、国立市教育委員会としては、昨年度の対応より緩和した内容を通知する予定である。なお、参考までに、昨年度の内容を以下に記載する。

【参考】

3 令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の対応について

- (1) 参加者 卒業生・教職員・保護者（2名まで）・教育委員会
 - ※ 在校生、その他の参加については、密の状態にならないよう学校の状況に応じて判断する。
- (2) 歌唱 感染症対策を講じた上で可とする。（ただし、単一の学年とし、向かい合っの歌唱は不可とする。）
- (3) 「国歌斉唱」の扱いについて
 - ① 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。
 - ② 式典において、司会者は「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。
 - ③ 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立する。
 - ④ 歌唱は行わない。CD等に録音された歌唱入りの国歌を会場全体に聞こえるように再生する都立学校の方式を参考とする。
- (4) 感染症対策
 - ① 全ての参加者が、全てのプログラムにおいてマスクを着用する。
 - ② 参加者全員に対し、手指消毒及び検温チェックを行う。
 - ③ 可能な限り換気する。
 - ④ 座席の間隔を1m程度とるように配置する。
 - ⑤ できるだけ短時間で実施する。
- (5) その他
 - ① プログラムを工夫し、できる限り時間を短縮する。
 - ② 「門出のことば」「生徒代表のことば」等を実施する場合は、間隔を十分にとるなどの対策を講じた上で実施する。
 - ③ 教育委員会告示は書面に替える。
 - ④ 祝電披露は、名前だけの紹介に留める。

4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）

- 毎朝検温、健康観察（児童・生徒及び家族に何らかの症状が見られる場合は、欠席させるとともに受診するよう依頼する。また、その場合は、出席停止として扱うことができることを伝える。※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 会食は、東京都が示す方針に従う。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
- 外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

5 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）
- 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）
- マスクはウイルスや花粉などの小さな粒子の侵入を防ぐ機能が優れているとされている「不織布」の物を原則使用するように推奨する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(3) 勤務時間外や家庭における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気
- 手が触れる場所などの消毒
- タオルなどを共用しない。
- 会食は、東京都及び国立市が示す方針に従う。
 - ・教職員が児童・生徒等に感染させることがあってはならないことから、会食等の場面における感染リスクについて十分認識する。
 - ・会食を行う場合は、必ず点検済証の掲示のある店舗等感染防止対策が徹底されている店舗等で行うこととし、会話時はマスクを着用すること。また、東京都の会食等における基準（人数制限等）を遵守すること。
 - ・学校全体で行う会食（宴会）は引き続き自粛する。
 - ・少人数であっても、学年（部）全員等が参加する会食等は、危機管理の観点から引き続き自粛する。
- 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力

控える。

- 外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

6 オンラインの活用

- 今後の感染拡大のリスクに鑑み、日々の教育活動において、児童・生徒が発達段階に応じてミライシードや Google Workspace を活用できるよう、全教員がオンラインの積極的活用・定着に取り組む。
- 学校の全部または一部の臨時休業が実施された場合、家庭環境に応じたオンライン授業を行う必要があるため、各校の実態に応じて積極的に検討・準備を進める。
- オンラインの活用について、学校間格差や教員間格差を感じている保護者の方が一定数見られる。オンラインにより学習の保障が担保されるよう校内体制を整備するとともに教職員一人一人の意識を高める。

7 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に支援が必要な児童・生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、端末を持ち帰りオンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 東京都教育委員会から発出された令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や関係機関に相談するよう周知する。

〔担当〕	国立市教育委員会教育指導支援課 教育指導支援課長 市川 晃司 指導担当課長 川畑 淳子 電話 042(576)2111
------	--